

不祥事防止に向けてガバナンス強化へ 文科省有識者会議が報告書を公表

文部科学省のもとで公益法人としての学校法人制度の検討を進めていた「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」は、私立学校法改正に向けて、去る3月19日、「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」という提言（報告書）を取りまとめた。

【私立学校法と近年の法改正の動向】

1949年制定の私立学校法は「私学の特性・自主性を重んじ、公共性を高め、健全な発展を図る」ことが目的で、学校法人について定めた法である。

2004年の同法改正では、理事会権限の明確化が図られたが、一部の私学ではこれを契機に理事長権限の強化に一層拍車をかけることとなった。

2014年の改正では、堀越学園事件を契機に文科省の監督権限は強化されたが、理事会等の在り方の改善は見過ごされた。

2019年の改正では、中期計画策定の義務化、役員名簿・役員報酬基準の作成・公表、役員の善管注意義務・損害賠償責任の明確化が図られている。

【有識者会議の主な提言内容】

今回、有識者会議が、私学のガバナンス発揮への提言とした主な内容は、次のとおりである。

◎評議員会・評議員の職務等

- 評議員会が理事・監事の選任・解任を行う
- 理事となった評議員は評議員を辞任する
- 役員・評議員の親族等の評議員就任の禁止
- 評議員の学内関係者の上限割合の引き下げ
- 中期計画・寄付行為変更・合併解散・役員報酬基準は評議員会の議決事項、決算は承認事項
- 評議員による評議員会の招集請求、議題・議案の提案を認める
- 評議員の選任・解任を理事会には認めない

◎理事会・役員の職務等

- 理事長の選定・解職の手続きの確立
- あるべき理事長像の策定等
- 理事長・業務執行理事の理事会への報告義務
- 理事会の議事録作成義務、評議員会への開示
- 監事の選任・解任は評議員会が行う
- 理事の親族等の監事就任の禁止

◎監査・内部統制の体制整備

- 会計監査人による会計監査を法人の規模等に
応じて義務付ける

◎ガバナンスの自律性と透明性の確保

- 評議員会の構成や理事の選任方針、理事長退任者の経営への関与等の事業報告書への記載

◎その他

- 役員等の特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得への罰則の導入

【理事会(長)権限の縮小へ】

私大経営における最大の問題点は、理事会(長)に強大な権限が集中し、その公共性・透明性が制度上担保できていないことにある。

私大でのワンマン経営や不祥事は跡を絶たない。各々の事案は、経営者個人個人の資質によるとしても、制度上それを防止しうる仕組みが必要だ。今回の提言には学内評議員の上限設定等同意できない点もあるが、理事会権限を縮小し、評議員会を強化した点は、不十分ながら一歩前進といえる。

玉川上水・分水網を生かした水循環都市東京をつくる

及川 茂(私大ユニオン相談役)

五大学がリレー・シンポジウムを開催

旧江戸城の外濠に近い5大学が2014年に水循環基本法ができたのを機に「水循環都市東京をつくる」とのテーマでリレー方式のシンポジウムを開催した。

シンポジウムは14年12月の中央大学を皮切りに、15年1月に法政大学、同年3月に日本大学、5月に東京理科大学、8月に東京大学と一巡して終わった。最終盤の東京大学のシンポジウムの際には「水循環都市東京宣言」を採択し発表された。

この東京宣言ではどんなことを目指したのか。それは水の歴史とともに歩んできた東京を、美しく再生して後世に引き継ぐことが使命と考え、やれることをやろうと宣言したのだ。時あたかも2020年の東京オリンピックが近づいていた。東京五輪を水循環都市東京の実現のための絶好の好機と考えた。

宣言全体は8項目に及ぶがまず直接玉川上水に関わる2番目の項目をここでは取り上げたい。「2、玉川上水からのきれいな水の流れを利用し、水都東京への更新を促進する」とある。具体的にはイ、江戸城外濠を浄化し、歴史的景観の中で水とふれあえ憩える空間として再生する。ロ、日本橋と日本橋川の歴史的景観と美しさを再生する。ハトニは略。ホ、玉川上水は、渋谷川の源流の一つであり、新国立競技場の敷地内を流れていた。前東京大会で暗渠となったが、渋谷川を開渠(せせらぎ水路)として復活させる。ヘ、玉川上水分水網に水を流し、下流の小川を再生させる。

玉川上水の水を外濠に

以上のように2020年の東京オリンピックに焦点をあわせた取り組みで注目され期待もされたが現時点で旧江戸城外濠への玉川上水の通水も新国立競技場へのせせらぎ水路の開通も2020年からの新型コロナの感染拡大のあおりを受けて実現していない。

しかし五大学連携の水都東京をつくるプロジェクトは前進している。水循環基本法の成立により「水循環基本計画」がつくられ内閣官房には水循環政策本部が活動を始めている。さらに前途に一条の光明をもたらしたのは小池百合子東京都知事

の登場である。

知事就任3年目の19年12月に都の長期計画(「未来の東京」戦略ビジョン)がまとまった段階で小池知事は記者会見で「玉川上水を復活させて外濠浄化を計画し東京に江戸の情緒を取り戻したい」「よみがえった玉川上水によって外濠がきれいになっていく。夢のあるものだ」と語った。

21年3月発表の都の長期計画『「未来の東京」戦略』でも戦略13水と緑溢れる東京戦略—「外濠浄化プロジェクト」が引き続き計画されている。

江戸城外郭門——楓御門の思い出

ちょっと余談だが外濠にちなんで浅田次郎の短編「箱館証文」(『五郎治殿御始末』所収)にふれておきたい。

慶応四年の鳥羽伏見の戦い、それに続く戊辰の戦いで命のやり取りを記した証文を取り交わした阿波徳島藩士二人、京都見廻組と会津藩士の計四人。時は移り明治のはじめ、生きにくい藩閥政治のなかで四人は三通のお命証文の清算を迫られていた。そんななか、神田川河口の柳橋から主人公の元阿波徳島藩土工部少輔大河内厚のはからいで小舟に乗った四人は外濠をさかのぼることになった。日ごとに秋は深まっていた。

このころはすでに外濠に面して建つ、俗に「江戸三十六見附」といわれた江戸城外郭門の市ヶ谷の桜御門も、四谷御門も、取り壊されておりいずれ牛込の楓御門もなくなるとうわさされていた。

大河内は、かつて三代将軍家光のころ天下普請で自藩が築城技術の粋を凝らして造営した牛込御門(楓御門)の存続に臆を覚悟で奔走、せめて「武蔵野まで鉄道の敷かれるその日まで、御門をおとどめおき下され」と訴えていたのだ。

小舟は、すでに取り壊されがれきの山となった小石川御門跡をすぎると、やがて緑青の藁に金色の鯨を輝かせて牛込御門がそそり立っていた。四人はおおと声を上げて壮麗な渡り櫓を仰ぎ見た。御門は、燃え立つほどの紅に染まっていた。

「なんと楓の御門じゃ——」と誰かが言った。

「及ばずながら、これにて了簡ください」

「よし、了簡した」と皆が声を交わした。

(了)